

人間ドック健診施設機能評価 認定施設の登録情報変更手続き

- 以下の登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更届（別添）を学会事務局に提出する。

開設者、法人名、施設名、施設所在地、メール配信先アドレス

※一日ドック・二日ドックの実施を廃止、または新たに開始する場合も変更届の提出が必要。

- 変更内容に応じて、認定を継続するための以下の手続きが発生する。健保連等との指定契約継続を希望する場合、本手続きはその申請も兼ねるものとする。

（移転審査の場合は、変更届受理後に学会事務局からご案内を送ります）

	変更内容	手続き
1. 開設者 (吸収合併・統合)	①法人名称の変更、法人格の変更	変更届のみ
	②経営母体の変更（施設が同一の場合）	移転審査
	③経営母体の変更（施設が変更される場合）	個別対応
2. 施設名	施設名の変更	変更届のみ
3. 所在地	①市町村合併等による住所表示の変更	変更届のみ
	②新築・改築による移転	移転審査
	③既存の別建物または同建物内の別場所へ移転	移転審査

●移転審査実施要項

(移転審査対象)

1. 経営母体の変更（施設が同一の場合）・・・上表 1-②
2. 人間ドック実施場所の変更・・・上表 3-②③
3. 人間ドック健診施設機能評価委員会（以下、「評価委員会」）が必要と判断した施設

(移転審査方法)

1. 書面による調査（該当施設は所定の調査書類を提出する）
2. 訪問による調査（1名のサーベイヤーが2時間程度、主に変更点について確認する）
3. 最終判断（評価委員会にて、書面および訪問調査結果にもとづき、認定継続の可否等を判断）
※上記手順において、認定継続に関わる重大な確認事項が生じた場合は、評価委員会の判断にもとづいて、個別対応となる。

(移転審査時期)

移転後 3 か月以降、10 か月以内

※ただし機能評価更新審査が上記期間と重なる場合は、評価委員会の判断にもとづき、移転調査と機能評価更新審査を同時に受審することができる。

(費用)

移転審査料 50,000 円

※ただし移転調査と機能評価更新審査を同時に受審する場合は、移転審査料は発生しない。